

（午前11時15分 再開）

○議長（土井裕美子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第24 請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を求める請願について

○議長（土井裕美子君） 日程第24 請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君） 去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を求める請願について を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第11号の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期にわたり、自粛生活や感染防止対策など市民生活に多大な影響を与える中、市民の負担を少しでも軽減し、今後も市民が感染抑止の取組を継続できるよう、水道基本料金の3カ月間免除を求めるものである。

委員から、当局に対し、何度も水道基本料金の減免を求めているが、優先順位が低いということで断固としてこの政策を取ろうとしないのはなぜか とのただしがあり、水道基本料金の減免は水道使用量の多寡にかかわらず一律的にならざるを得ず、公平性を考えた

とき、生活支援としての優先順位は高くない。また、北部地域等の大型マンション入居者のように、市と直接契約をしない親メーター検針方式の方や市の水道を使用していない方が基本料金減免の恩恵を受けられないことや、飲料水供給施設と市の上水道の基本料金に違いがあることから、この政策を取ることは難しい との答弁がありました。

大型マンションに入居している方や市の水道を使用していない方にもどのように対応するか、また飲料水供給施設との基本料金の違いについても解決方法はいくらかもあると考える。実際に、他の自治体では様々な工夫をしながら基本料金の減免を行っていると聞いているがいかがか とのただしがあり、全国の事例を調べたわけではないが、近隣自治体では大型マンションに入居している方は対象外と判断したと聞いている。本市では生活支援で対象外となる方がいては公平性を欠くと考え、水道基本料金の減免ではなくほかの施策で支援していきたいと考えている との答弁がありました。

水道基本料金の減免も検討したが、橋本市生活応援クーポン券を配布することがより生活支援として適していると考えたと判断してよいか とのただしがあり、新型コロナウイルス感染症の影響は商工業者や農林業者など様々な地元業者にも出ているため、生活応援クーポン券の配布のほうが地元業者等への支援にもつながり効果があると考え実施している との答弁がありました。

市としてはどういう検討を重ねた結果、水道基本料金の減免ではなく生活応援クーポン券の発行に至ったのか とのただしがあり、家族構成等を考えたとき、水道基本料金減免

よりも、一人当たり5,000円のクーポン券発行のほうがより公平性を担保できると考えた。またそれを通し、市内業者に還元してもらうことがより市民への支援につながると判断したとの答弁がありました。

紹介議員に対し、水道基本料金減免の期間を3カ月とした根拠は何かとのただしがあり、第3次地方創生臨時交付金の額から、3カ月の減免であれば可能ではないかと判断したとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、根本的に橋本市の水道料金が高く、しかも今のコロナ禍の中で水道使用量も増えている。水道料金の減免については、一般会計から公営企業会計への繰出しが地方創生臨時交付金の対象となることから、本請願に賛成するとの討論がありました。

採択することに反対の立場から、水道基本料金を減免すると、あまりにも不公平が多く平等性が担保できない。一方で、生活応援クーポン券であれば、市民の方が自由に使いたい形で使え、市の中でお金が回る。また、各家庭においてクーポン券で支払った余剰金を水道料金に充てることも可能と解釈しているので、本請願に反対するとの討論がありました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）そしたら、討論を行い

ます。

請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、第1波、第2波、第3波と長期にわたっています。長引く自粛生活や感染対策で、多くの市民の生活は通常時より収入が減少しているのが現状です。

市の水道料金への市民の思いは切実であります。私たちに寄せられている市民の声として、高齢者の独り暮らしや年金生活者は特に水道料金の高いのに今困っています。家で自粛していると、トイレに行くことも多くなります。また、2カ月に1回の検針により削減された財源は料金引下げに還元されるべきという声もありました。そういったいろいろな声が私たちに寄せられています。こうした下で行政に求められているのは、市民の暮らしを支え、安心して日々の生活を送ることができるようにするための施策であります。その第1は市民負担の軽減であります。

全国の4割の自治体が水道料金の減免措置を実施し、紀北地域でも高野町、九度山町、かつらぎ町、紀の川市、岩出市で実施されました。橋本市だけが実施されていません。水道料金の減免は各自治体の施策の優先順位の違いがあると言われるが、全国4割の自治体が優先順位の上位に持ってきて実施しているということは、コロナ禍において市民生活への助けに少しでもなればとの思いからであります。そこが極めて重要だと思います。

コロナ対応地方創生臨時交付金約3億5,000万円が本市に交付されます。これを活用すれば、3カ月分の基本料金約1億6,000万円があります。厚労省も臨時交付金の活用を認めています。水道料金の減免実施を求めて、私からの反対討論といたします。

○議長（土井裕美子君）賛成討論ですね、最後ね。前に来て、再度、大事なところですので。マイクの前で言ってください。最後の間違いを。

○10番（高本勝次君）申し訳ございません。この請願に対して賛成の立場で討論させていただきましたので、どうぞよろしく願いたします。

○議長（土井裕美子君）ありがとうございます。

次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）私は請願に反対の立場で討論させていただきます。

そもそも賛成討論にもあったこと、理由というのは理解はできます。気持ちの部分では理解できます。コロナの中で家の中におるとか、そういったことがあって、水道料金で市民の生活が苦しいというのも僕の耳にも入ってきてございます。ただ、しかし、今回の財源の話は地方創生臨時交付金3億ちょっとのお話にテーマが来ると思うんですけども、このお金というのは平等性を担保して、皆さんにちょっとずつ均等に分けて、コロナ対策で支援を打っていくというお金の色であると解釈しております。

したがいまして、水道料金に手を差し伸べるということも一定の理解はするんですが、このお金の使い道はここではないということをお金の中の理念として、反対の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第11号 コロナ禍での市民への生活支援として、水道料金の減免を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立少数であります。

よって、請願第11号は不採択と決しました。

---

日程第25 請願第12号 新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願について

○議長（土井裕美子君）日程第25 請願第12号 新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）去る3月11日の本会議において、本委員会に付託された請願第12号 新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願について を審査するため、3月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第12号の趣旨は、新型コロナウイルス感染症により経済活動や市民生活に深刻な影響が及んでおり、また医療関係や介護事業所における経営悪化や医療・介護従事者の人手不足の深刻化等による医療提供体制、介護サービス提供体制の崩壊が懸念されている。地域住民の医療、福祉を守り、これら体制の崩

壊を防ぐため、国及び県に対し、医療機関や介護事業所の損失補填を行い、そこに従事する職員の賃金・一時金を確保すること、及び医療・介護従事者を増やし、安全安心な医療・介護体制をつくることを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第12号 新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。